vol. 8

うえの事務所通信

こんにちは！　子供の頃，泳ぎが苦手で体育の時間でプールの時はいつも憂鬱になっていた上野俊夫です。
師走に入ってから，大分寒くなってきて，空気も乾燥してきました。私は，寒くなってから既に二回も風邪を引いてしまいました。医師が言うには，風邪防止のためには一にも二にも「うがい」とのことです。皆様も風邪を引かないよう，「うがい」をまめにしてくださいね！

上でも書いたとおり，私は子供のとき泳ぎが苦手でした。クロールは２５メートルが精一杯でした。水も怖かったです。

ただ，２０代後半になり運動不足を感じ，水泳をやりたいと思いました。その頃，「ゆっくり長く泳ぎたい（もっと基本編）」という本に出会いました。その本で私の水泳人生が変わりました。今までは速く泳ぐことがいいことだと思っていました。しかし，その本には，健康のために泳ぐのなら速く泳ぐ必要はない，むしろゆっくり長く泳ぐのがいいのだ，そのためにはできる限り楽をしよう，と書いてありました。楽をするためのポイントとしては，クロールならバタ足をやり過ぎない，Ｓ字に掻くことなど気にしない，などが指摘されていました。その本に従って泳いでみたところ，嘘のようにすぐに５００メートルくらい泳げるようになってしまいました。今はジムで大体３０分くらい，マラソンをやるようにゆっくりゆっくり泳いでいます。「ゆっくり長く泳ぎたい」は泳げないけど泳げるようになりたいという人に是非お勧めです！

１１月に仕事で神戸に行きました

今年，顧問先様の一件で，問題のある労働者を解雇するお手伝いをしました。その労働者は勤務態度が悪く遅刻や欠勤をしばしばしていました。

企業様としては，そのような労働者は即刻解雇できるとお思いになるかもしれません。しかし，労働法や裁判例上，労働者の権利は手厚く保護されており，解雇というのは容易にできません。違法な解雇をすると，後で働いてもいない期間の賃金を請求されたり慰謝料を請求されたりしてしまいます。ですから，労働者を解雇するためには，適法になるよう慎重にする必要があります。

私と顧問先様は約半年間，密に連絡を取り合い，解雇が有効となるための状況や証拠を作成していき，もう大丈夫という段階で解雇をしました。その労働者の親族は何かあると会社に怒鳴り込んでくるタイプの人で，後で解雇の有効性が裁判で争われる可能性も憂慮していましたが，半年経っても何もないので，諦めてくれたのだと思います。

労働者を有効に解雇するためには，手順というものがあります。企業様におかれまして解雇を検討する際には是非ご一報ください。

「うえの事務所通信」VOL.8
発行編集責任者　弁護士上野俊夫
住所　群馬県館林市本町 2-2-14　アドホック館林 2F　電話 0276-56-4736　FAX　0276-56-4735
E-MAIL　ueno-law@kfa.biglobe.ne.jp　URL　http://law-ueno.blogdehp.ne.jp/